

平成30年度以降の訪問型サービス利用例

①要支援2で、週2回のホームヘルプのうち、週1回は入浴介助（身体介護）あり、もう1回は掃除（家事援助）のみ

- ・入浴介助（身体介護）・・・介護予防訪問事業（A2）
- ・掃除のみ（家事援助）・・・生活支援お助け隊

※A2とA4は併用できないため、家事援助のみは訪問型サービスBを利用する。

②要支援2で、週2回のホームヘルプのうち、週1回は買い物同行（老計10号身体介護の1-6「自立生活支援のための見守りの援助」）、もう1回は掃除（家事援助）のみ

- ・買い物同行（身体介護）・・・としま介護予防訪問サービス（A4）
- ・掃除のみ（家事援助）・・・としまいきいき訪問サービス（A4）又は生活支援お助け隊

③要支援2で、週2回のホームヘルプのうち、週1回は入浴介助（身体介護）あり、もう1回は買い物同行（老計10号身体介護の1-6「自立生活支援のための見守りの援助」）

- ・入浴介助（身体介護）・・・介護予防訪問事業（A2）
- ・買い物同行（身体介護）・・・介護予防訪問事業（A2）

※この買い物同行は通常A4（としま介護予防訪問サービス）だが、A2と併用できないため

④要支援1で、週1回の買い物（家事援助）で、隔週で買い物同行（老計10号身体介護の1-6「自立生活支援のための見守りの援助」）も必要

- ・隔週で、買い物同行（身体介護）は、としま介護予防訪問サービス（A4）

買物のみ（家事援助）は、としまいきいき訪問型サービス（A4）又は生活支援お助け隊

⑤基本チェックリストによる事業対象者（夫）と要支援2（妻）の夫婦のみ世帯で、週2回自宅共有部分の掃除（家事援助）が必要

- ・夫・・・週1回の生活支援お助け隊
- ・妻・・・週1回（夫と違う曜日）の生活支援お助け隊

※夫がとしまいきいき訪問サービス（A4）を利用できないため、共有部分の家事援助をするためには同じサービスの生活支援お助け隊を利用する。

⑥要支援1で被爆者公費助成対象の方が、週1回掃除（家事援助）のみ必要

- ・介護予防訪問事業（A2）

※公費助成対象者の国保連請求がA2しか対応していないため。

なお、基本チェックリストによる事業対象者は公費助成できないので、必要に応じ要介護・要支援認定申請をしていただく。

その他被爆者には「一般（他人）介護手当」や「家族介護手当」がある。

老計第10号の身体介護 1-6 「自立生活支援のための見守りの援助

(自立支援、ADL 向上の観点から安全を確保しつつ常時介助できる状態で行う見守り等)」について

平成30年度から、老計第10号身体介護1-5（服薬介助）と1-6については、「としま介護予防訪問サービス（A4）」によりサービス提供・請求することになります。そのうち老計第10号に示されている1-6の内容と、それに該当する具体例を以下のとおり示します。

(老計第10号身体介護1-6に示された内容)

- ①利用者と一緒に手助けしながら行う調理（安全確認の声かけ、疲労の確認を含む）
- ②入浴、更衣等の見守り（必要に応じて行う介助、転倒予防のための声かけ、気分の確認などを含む）
- ③ベッドの出入り時など自立を促すための声かけ（声かけや見守り中心で必要な時だけ介助）
- ④移動時、転倒しないように側について歩く（介護は必要時だけで、事故がないように常に見守る）
- ⑤車イスでの移動介助を行って店に行き、本人が自ら品物を選べるよう援助
- ⑥洗濯物をいっしょに干したりたたんだりすることにより自立支援を促すとともに、転倒予防等のための見守り・声かけを行う。
- ⑦痴呆性の高齢者の方といっしょに冷蔵庫のなかの整理等を行うことにより、生活歴の喚起を促す。

(上記に該当する具体例)

- (1) 買い物に同行する。(見守り、荷物持ち手伝い程度) ※上記④に該当。
身体介護の1-3「体位変換、移動・移乗介助、外出介助」に該当しないもの。1-3は A2。
- (2) 入浴を見守る。 ※上記②に該当。
身体介護の1-2「清拭・入浴、身体整容」に該当しないもの。1-2は A2。